

## 岡山県における電子マニフェスト普及促進に向けた取組みについて

岡山県環境文化部循環型社会推進課

### 1 はじめに

電子マニフェストは、事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性確保などメリットが大きいことから、本県でも、「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」で、平成27年度に電子マニフェスト普及率を40%まで引き上げることを目標に掲げ各種施策に取り組んでいますが、今回、本県で実施している普及促進に向けた主な取組みをご紹介します。

### 2 岡山県における普及促進に向けた取組み

#### (1) 岡山県における電子マニフェストの利用

本県では、岡山県循環型社会形成推進条例の規定により、毎年度、県の環境物品等\*の調達の推進に関する方針として「岡山県グリーン調達ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を定めています。ガイドラインで、県が産業廃棄物を処理委託する場合は電子マニフェストを利用するよう規定しており、本県では平成20年度から全庁的に電子マニフェストを利用しています。導入の経緯等については、後述の「3 岡山県グリーン調達ガイドラインについて」をご参照ください。

\*「環境物品等」はグリーン購入法で定義されており、環境への負荷の低減に資する原材料や製品などを言います。

#### (2) 普及促進事業の実施

本県では、平成20年に岡山県環境基本条例に基づき「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」を策定し、廃棄物の適正処理の推進施策の一環として電子マニフェストの導入促進を掲げ、平成27年度に電子マニフェスト普及率\*を

40%に引き上げることを努力目標としています。（平成25年度実績で34.0%）

電子マニフェストの普及促進に向けた主な取組みは表1のとおりであり、今後も目標達成に向けて幅広い角度から取組みを推進していく予定です。

\*電子マニフェスト普及率＝電子マニフェスト登録件数／（電子マニフェスト登録件数＋紙マニフェスト交付枚数）

#### (3) その他

- ・県産業廃棄物協会の会報誌に定期的に普及啓発資料を掲載
- ・産業廃棄物に関する各種研修会で、電子マニフェストの普及促進を呼びかけ
- ・産業廃棄物処分業者に対し、電子マニフェストの導入及び排出事業者へ利用促進を呼びかけるよう依頼
- ・多量排出事業者を中心に、排出事業者へ県で作成したチラシを配布

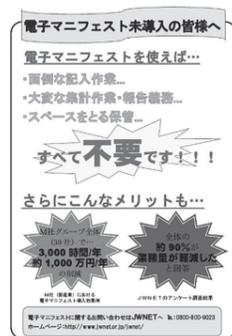


図 県で作成したチラシ

表1 岡山県における電子マニフェスト普及促進に向けた主な取組み

年度	主な取組内容
H18～H20	電子マニフェスト普及促進事業（補助事業）を実施 ※ H20に個別申請で受けるなど、補助事業を利用しやすい制度に改正
H19	・「グリーン調達ガイドライン」を一部改正 ・県が産業廃棄物を処理委託する場合、原則電子マニフェストを利用
H22	経済団体や医療関係団体等の協力を得て研修会を開催
H23	排出事業者、収集運搬業者及び処分業者それぞれに対し電子マニフェストの加入・利用状況に関するアンケートを実施
H24～H26	排出事業者及び処理業者を対象に研修会・操作説明会を開催 ※ H26には個別相談会も併せて開催



写真1 研修会の様子



写真2 操作説明会の様子

### 3 岡山県グリーン調達ガイドラインについて

#### (1) 電子マニフェストの導入

平成19年度、本県では電子マニフェストを普及促進する行政の率先行動の実施、産業廃棄物管理票交付等状況報告による事務の回避を目的として、ガイドラインを一部改正し、県が排出する産業廃棄物の処理を委託する際には電子マニフェストを利用するよう規定しました。（平成20年1月1日以降に産業廃棄物を処理委託するものに全面適用）

また、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの職員を講師に招き、各課所の担当者を対象とした研修会を開催しました。研修会では、電子マニフェストを導入する目的や電子マニフェストの仕組み、システムの操作方法等について説明し、電子マニフェストの導入の準備を整えました。

#### (2) 電子マニフェストの運用

電子マニフェストシステムを全庁的に運用して行くに当たり、システムへの加入契約及び利用者ID・パスワードの管理は産業廃棄物担当課が一括して行うこととし、全庁の電子マニフェスト利用料金を担当課で負担しています。これにより、円滑に電子マニフェストを導入することが可能となりました。

電子マニフェストへは、A料金1件、B料金13件加入しており、マニフェストの交付件数に応じて課所毎に登録区分を調整しています。平成26年度末現在で180課所を登録しており、未登録の課所が新たにマニフェストを交付する機会がある場合は、その都度追加で登録をしています。

#### (3) 電子マニフェスト運用実績

本県の平成26年度における電子マニフェスト利用実績は

表2 岡山県の電子マニフェスト利用実績（平成26年度）

区分	A料金	B料金	合計
登録件数（件）	5,438	918	6,356
利用料金（円）	84,648	34,622	119,270
基本料金	25,920	28,080	54,000
利用料金	58,728	6,542	65,270

表2のとおりです。なお、やむを得ない場合は紙マニフェストを利用する場合がありますが、紙マニフェストの交付枚数は例年150枚程度で、約98%は電子マニフェストを利用しています。

### 4 課題等

#### (1) 電子マニフェストの普及促進に向けて

そもそもマニフェスト制度は、排出事業者が自身の責任を全うするためのツールですが、排出事業者は廃棄物の知識に乏しい者が多く、紙マニフェストの場合は処理業者が代替しているケースが見られます。このため、排出事業者の責任を認識してもらうための研修会を通じて電子マニフェストの普及啓発を行い、電子マニフェスト導入のきっかけづくりをしていくことが重要と考えています。

また、紙マニフェストの交付枚数が多い業種（建設業等）の事業者に対しては、業界全体で導入に向けた取組を進めていかなければ、単県での普及促進は困難であると考えています。このため、機会を捉えて環境省に対して関係省庁への働きかけを要望しているところです。

一方で、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者すべてが加入しなければ利用できないという欠点があることから、排出事業者への働きかけと同時に処理業者への普及啓発も強力に進めていく必要があると考えています。

#### (2) 岡山県の電子マニフェスト利用について

岡山県では、担当課が一括して電子マニフェストを管理しているため、電子マニフェストに関する通知メールは全て担当課が受け付けています。このため、遅延通知など何か問題が発生した場合も登録した課所がすぐに把握・対応できない、という課題があります。現時点では大きな問題は発生していませんが、今後管理方法やトラブルが発生した場合の対応をまとめて簡単にマニュアル化しておく必要があると考えています。